

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する
おそれのある行為等の届出について

【留意事項】

- 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する行為を行う場合、火災予防条例に基づき、あらかじめ消防署へ届出を行う必要があります。
- 家庭や事業所から出た廃棄物を屋外で焼却する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

＜例外として認められている焼却行為＞

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

- 消防署への届出は「許可」ではなく、届出を行うことによって当該焼却行為が合法となる訳ではありません。
- 届出をしても、近隣住民等から通報や苦情があった場合、消防隊が確認のために出動することがあります。
※ 火災の危険性がある場合、煙等が近隣へ影響を及ぼしている場合等は焼却行為の中止、消火を指示します。
- 焼却を行う際の注意事項
 - ① 焼却をしている間はその場を離れず、終わった後は完全に消火して下さい。また、万が一に備えて消火器、水バケツ等を準備して下さい。
 - ② 乾燥注意報や強風注意報が発表されている場合、焼却を行わないようにして下さい。
 - ③ 軽微な焼却であっても、煙等が近隣住民の迷惑にならないよう、少量づつ焼却する等の配慮をして下さい。

- 問合せ先 高砂市消防署 (079) 448-4419